

3 東村山市監査告示第3号

監査結果に対する措置の公表について

令和2年度財政援助団体等監査の結果報告に対して講じた措置として、令和3年3月3日付（2東教教社発第41号）で、東村山市教育委員会教育長から別紙のとおり通知がありましたので、地方自治法第199条第14項の規定により公表いたします。

令和3年3月4日

東村山市監査委員	赤	木	盛	一
東村山市監査委員	土	田	士	朗
東村山市監査委員	伊	藤	真	一

写

2東教教社発第41号

令和3年3月3日

東村山市監査委員 赤木 盛一 様

東村山市監査委員 土田 士朗 様

東村山市監査委員 伊藤 真一 様

東村山市教育委員会

教育長 村木 尚生

令和2年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置（通知）

令和2年12月1日付2東監発第30号により報告のありました件について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

1 措置内容

別紙のとおり

以上

年度	監査の種別
令和2年度	<input type="checkbox"/> 定期監査（第 回） <input checked="" type="checkbox"/> 財政援助団体等監査 <input type="checkbox"/> 指定管理者監査 <input type="checkbox"/> その他（ ）

部 課	指摘事項	講じた措置内容
教育部社会教育課	<p>文書や備品の管理について、各地区委員会の会則に文書や備品の管理について定めがなされていなかった。財政援助団体であることから、市に準じて取扱うよう規定を定められたい。</p>	<p>青少年対策地区委員会における補助金の交付に伴う事務の執行については、従前より説明会を行う等、適切に行なっているが、更なる適正な事務執行を行うために、補助金交付に関する説明資料を整理して「東村山市青少年対策地区委員会補助金等事務取扱手引き」を作成した。</p> <p>文書及び備品の管理については、市の基準に準じて、文書は5年間を保存期間とし、備品は備品台帳を作成して管理を行うように明記し、令和3年2月開催の全地区委員長会議において周知を図り、全地区委員会へ協力要請を行った。</p>